

技術・家庭科の男女差別に反対しよう (2)

佐々木 享

II

戦前のわが国では、小学校から大学に至るあらゆる段階で男女別学が強行され、とくに(旧制)高校・大学等の高等教育機関からは、女子は閉め出されていた。それだけでなく、等しく中等教育機関でありながら、男子の学ぶ中学校(旧制)と高等女学校とを比較すると、「高等」の文字の付けられた後者のほうがあらゆる教科にわたって程度の低いことしか教えられなかった。別学の強要は女子の差別と結びついていたのである。このような事情を考慮をすると、戦後の新しい教育制度のもとで男女共学を主張し実現することは、同一教室で男女が学べるようにするという意味のほかに、教育内容のうえで女子を差別してはならないという願いのこめられている民主的な要求でもあったのである。

このような一般的な意味における問題としては、技術・家庭科において男女共学を主張することは決してまちがったことではなく、原則的には、貫徹しなければならない民主主義的な要求である。しかし、教育内容のこまかな点にたち入って考えるときには、技術・家庭科の男女差別に反対するという主張と、技術・家庭科を男女共学にせよという主張とは、必ずしも同一の内容をもつ主張だとはいえないことに注目すべきである。技術・家庭科を男女共学にせよと主張する人の論点には以下にのべるようにこの点が明確でないばかりが多い。

国語、社会、科学、理科等々の他の教科にあっては、ほとんど例外なしに、男女別学に反対することと教育内容上の男女差別に反対することが同義である。技術・家庭科のばあいに微妙な問題が生ずるのは、技術・家庭科の教育内容には技術教育と家庭科教育という二つの異質のものがふくまれているからである。この二つの教育内容すなわち技術教育と家庭科教育とがともにすべての

男女生徒に差別なく学ばせるべきものであるならば、いうまでもなく、この教科も字義通り同一の教室で男女共学として行なうべきであろう。しかし家庭科教育という教科の教育を中学校の段階で、女子だけでなく男子にも女子と全く等しく学ばせるべきものなのかどうかについて私は確言することができない。もちろん、(中学生あるいはそれ以上)の段階でも家庭科教育を男女共通に課すべきだという「意見」や「主張」はあるし現に一部の人々によって実践もされている。私は、このような主張には賛同するし、多くの困難な条件をのりこして行なわれている実践に反対するものでは決してない。問題は今日の段階においてこのような主張が、民主的な教育の実現をめざすという点からみて、じゅうぶんに説得的な根拠があるのかどうかという問題なのである。

私は家庭科教育の研究者ではないので、このような微妙ではあるがしかし正確な理論的根拠が要請される問題を解明する力量をもっていない。だから、68年夏の産教連大会の席上でも、理論的な問題としてでなく、現に行なわれている事実の問題として、私は「資本主義国のみでなく社会主義国をふくめた諸外国でも家庭科教育を男女共学にしている例を知らない」という意味の発言をしたのである。(村田氏のまとめでは、この下線部分がぬけているわけだが、これは私の発言が不十分だったためかもしれない。)原正敏氏が岡邦雄氏の書いたものを批判して「技術家庭科という教科が全く同一内容で男女に共学で教えられるべきだとする(岡邦雄氏のいう——引用者)『第二の原則』自体が正しいといえるかどうか疑問である。そこには技術と家事労働の本質(家事労働は社会化されなければならないが、技術が社会的な問題であると同じ意味での社会的な問題ではない)の混同があるように思われる。私は寡聞にして、社会主義圏を含めたすべての国々で、※男女の教育内容が全く同一であるという

国を知らないといったのもほぼ同様の趣旨によるものである⁴⁰。原氏の書いたものが誤解されやすかったのは、私が印をつけたところで、「家庭科をふくめた男女の教育内容が」というところを省略したからに過ぎない——もっともこのことは原氏の論文の前後をみればわかることである。

ただし、うえに引用した原氏の文言のうち、「このような原則自体が正しいといえるかどうか疑問である」というくだりは、「このような原則」とは厳密にはどういうものかを明らかにしていないという点で、さきに私が※印をつけた部分と同様に誤解を招いている。向山氏はこの部分をとらえて、「男女共学の原則自体が正しくないということになれば、私たちの運動は全く進まないことになり、体制側に男女別学の口実を与えることになるのではないかと批判し、「男女共学の原則はこの運動を進める大前提にならないと考える」といい切っている⁴¹。ここで注意しておきたいことは、原氏は岡氏の理論の乱暴さを批判しているのに、向山氏は「私たちは、家事労働をそのまま技術教育の中に取り入れるような方向で研究していないし」「現在行なわれている技術・家庭科の内容をもって、そのまま共通の学習としているのではない」といいながら、原氏への反論のなかでは、岡邦雄氏同様に家庭科教育の内容をどう扱うかという点にはひとつもふれることなく、「それぞれの分野の再編成をはかりながら、統一をめざして研究している」といっているにすぎないことである。向山氏は、氏のいう「それぞれの分野」なるもののなかに家庭科教育の内容が入るのか入らないのかを示さなければ、ことからの本質な点において原氏を批判したことにはならない。すなわち岡氏は「技術家庭科を技術と家庭という2つの異質なものの組み合わせの教科としてではなく、一体の系統をもった1つの教科として再編成すること⁴²」を前提として、つまり「技術・家庭」でなくポツなしの「技術家庭」を構想し進めすべきものとしたうえで「他の教科とともに子どもの人間性をゆたかに伸ばす教科としてまったく平等・同格に扱われねばならぬ」という第一の原則を掲げているのである。私も、もし技術・家庭科がポツなしの単一の教科でありうるなら岡氏の第一の原則なるものに賛同したいところである。ところが、家庭科教育を否定し去ることができないからには、そっくり切ったことはあまりにも乱暴な非現実的な論理であるといわざるを得ないのである。岡氏は、「一体の系統をもった1つの教科として再編成すること」を主張

している同書の論文において、同氏の構想する教科のなかで家庭科教育の内容をどう考えるかという点についてはただのひとつもふれていない⁴³。それだけでなく、同じ論文のなかで同氏の構想する教科をしばしばたんに「技術科」とよび⁴⁴、しかも「ここでの技術は『生活技術』などといい加減に呼ばれている生産以外の『技術』ではなくて、ハッキリと生産技術であらねばならない」といい切っている。私も技術教育の内容は生産技術であるべきだという主張には全く賛成であるが、こういい切ってみたところで、いやいい切ってしまうと家庭科教育はどうなるのかという問題は全く解決しないことになる。

こう考えてくると、男女共学という原則と家庭科教育とのかかわりあいが見直されなければならないことになる。くりかえしになるが、私も、中学校期の教育は原則として、全教科の学習をふくむあらゆる教育活動の面で男女共学であるべきだと考えている。この原則的な問題をもう少し立ち入って検討してみよう。

教育基本法では、教育の機会均等の原則をうたった第三条で、性のちがいによって教育上に差別があってはならないことを規定している。

第三条 すべての国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

戦前のわが国では、中等教育の段階において男女が差別され、多くの高等機関が女子に門戸を閉じていたことはよく知られていることであり、このように女子に対する教育の機会を制限しながら教育内容とその水準の面で女子を差別してきたことについてはすでに述べた。戦後の今日においては、基本的に、性別を理由とした制限や教育内容面での差別はなくなったものとみてよい。技術・家庭科で内容を「男女向き」「女子向き」に分けて女子に男子と同等の技術教育で受けることができないようにしていることは、厳密には教育基本法第三条の精神に反しているといつてよい。

教育基本法は男女共学についてはつぎのように規定している。

第五条 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

教育基本法に掲げられた男女共学の原則を正面から検討した論文は、私のみる限り、意外に少ない⁴⁵。教育基本法にもられている諸条項を解説しその理念と方向を明

らかにしている完像誠也編『教育基本法』(新評論)のなかで、第五条を担当した城丸章夫氏はその解説の冒頭に男女共学についてつぎのように書いている⁹⁹。

同一の教育のなかで、男女が同時に、同一の授業を受けることが、もともとの男女共学の本旨である。これをひとつの学校についていえば、教育活動の圧倒的部分に男女が共同で参加するようになっており、男女別の活動部分が少しはあっても、その部分が両性の教育を受ける権利を、かえってより多く保証するという場合に限られていることが必要である。

私たちはこのような見解に賛同してよいと考えるが、城丸氏は、このようにのべたあと、男女別の学級編成や校舎を男子棟女子棟に分けたりするのは共学ではないといい、さらに、男女共学与教科との関係についてふれてつぎのようにいつている。すなわち同氏は、『両性の本質的平等』の見地からするならば、男子のみ、女子のみに適した『教科』は実際問題として存在しない。男子が学ぶあらゆる教科を女子もまた学ぶことができるし、女子の学ぶあらゆる教科を男子もまた学ぶことができる」といい(下線は、原文では傍点)、戦後の経験を通じて、小学校の全期間を通じて体育さえも共学が可能であることが明らかになったという例をあげている。

城丸氏は、ここに引用している論文全体を通して、戦前のわが国における男女別学の思想を追求し、そのいわれのないことを明らかにしながら、共学の積極的意義として、①教育の機会均等、②両性の相互理解および協力の経験、③教育費の節約をあげ(同上書 194 ページ)、また、戦後の国民が男女共学を支持した背景には、男女共学を実現することが ①「家」を中心とする家族主義的な男女差別の克服、②婦人の政治的参加権の確立、③男女労働者の同一労働・同一賃金の確立、というような課題とつながっていたからだという重要な指摘をしている。同氏はまた別の論文のなかでつぎのようにいつている¹⁰⁰。

共学は、もともと、男女の教育上の機会均等をめざして発生したものである。それは社会的な男女の同権、なかでも職業上の差別の撤廃と政治上の差別の撤廃ということと堅く結合している。共学はこの角度から検討されねば、問題の核心にふれることができない。

ここにのべられている観点は、われわれが第一節でのべたことと共通するもので「差別に反対する」という観点である。

ところで城丸氏はさきに引用した男女共学を原則的な

規定した文章のなかで、男女別の活動部分が「両性の教育を受ける権利を、かえってより多く保証するというの場合」に限り「男女別の活動部分」が少しはありうることを容認していたことに注目したい。この例として同氏は、高学年の体育・スポーツと家庭科とを例にあげている。体育・スポーツについて論ずることはここでの課題ではないから省略するが、同氏はつぎのようにいつているのである(同上書、184 ページ)。

家庭科は女子固有の教科であるとみなされてきたが、これも戦後の経験は共学の可能性を立証している。しかし、女子が家庭を営むうえでの中心であるという歴史的・社会的事情が大巾に変更されず、家庭科を学びたいという要求が存在するかぎり、これを追加的に学ぶことを禁ずることは適切ではない。

城丸氏は家庭科教育の民主的前進のために研究し発言してきた人であるから、みられるように、男女共学与家庭科教育とのかかわり合いについての発言に慎重である。この文章を慎重に読めば城丸氏が男女共学という原則に特殊なまた微妙な例外がありうるばいとして行論のなかで体育と家庭科だけをあげている点からみて、同氏はまず技術教育と家庭科教育とを区別し技術教育には例外がありえないと考えているらしいことが推測される。このことを前提としたうえで、家庭科教育については、他の諸教科と同列に論ずることのできない微妙な問題があることを指摘している、と考えてよい。家庭科教育について、同氏は、一方で男女共学の可能性が立証されているといい、他方で、今日の段階において女子(のみ)が(男子と比較して)「追加的に」家庭科を学ぶことを否定してはいないのである。しかし、ここでの発言の意味は十分に明らかではない。たしかに、小学校の家庭科教育はその全内容を男女共学として行ないうることがほぼ20年間にわたって、事実として立証されている。同氏のいう「経験」とは主としてこのことをさしているとみるべきである。そして、中学校(およびそれ以上の段階)での家庭科教育の男女共学については、同氏が「立証している」というとき、それは文字通り「可能性」の問題として理解すべきではなからうか。というのは、同氏は後段で、一定の条件のもとで女子が家庭科教育を「追加的に」学ぶことを認めているからであり、明瞭ではないが、このような特殊な事情がありうるのは中学校およびそれより上級の学校のことをいつていると解されるからである。城丸氏の文章を以上のように解するのは、私が以上にのべたような意味で同氏の男女共学論に賛同しているからである。

さて、以上の検討をへてここでの一応のしめくりをつけなければならない。技術・家庭科における男女共学という問題（のたて方）の解決策あるいはその当否をみきわめるかぎりが、家庭科教育（とくにその性格・目標・内容）をどう考えるかにかかっていることは、上記の検討した諸点から明らかである。ところで、私が家庭科教育の諸研究をひろくみていないためなのであろうが、中学校およびそれより上級での家庭科教育を男女共学という点から論じた研究はいたって少ないように思われる（実践は別である）。「真に生活を守り、人間を守るための」家庭科教育の研究と実践をすすめるために1966年に結成された家庭科教育連盟においても、その会誌『家庭科研究』や『家教連ニュース』にみるかぎり、また私が家教連に加盟しているいく人かの人々から話をうかがったかぎりでは、ここでの問題にふれるかたちではあまり研究されていないようである。家庭科教育者連盟の研究の動向を私が見聞きして理解するかぎりでは、問題が山積しているなかで家庭科教育独自の課題と領域を研究するのが発足まもない同連盟のおもな課題となっており、共学問題について（厳密に研究されているのではないが）しいていうならば、中学校やそれ以上の段階でも家庭科教育の完全な共学はのぞましいし追求すべき課題であるが、それを実現し要求するために解決しなければならない問題はあまりにも多いのであるから、今日の段階では、男女差別に反対し民主主義的な家庭科教育の実現をめざすという方向で少しづつでも男女共学をかちとっていくべきだ、というふうに要約できるように思われる。

ところでこのような観点は、じつは家教連独自のものでなく、家庭科教育をふくめて今日の日本の教育の民主的前進をねがうものにとってはかなり共通した見解であると思われる。たとえば後藤豊治氏がつぎのようにいっているのも、上の見解と共通する基礎に立っている²³。

〔技術・家庭科の内容を〕一教科として統合するためには、統合すべき観点・根拠が明確でなければならないが、いまのところそれを見出しにくい*。とすれば、両者はそれぞれの独自性にとって、それぞれの道を歩むべきであろう。男女ともに生産技術の基礎を学ばせる必要があるなら——筆者は必要ありと考える——、『技術科』は共通必修教科としてすっきりした形をととのえるとよい。また、教科構造観として、家庭生活にかかわる教科——学習領域が必要なら、それが「家庭科」としての独自の体系をなすことになる。こうして、それぞれの独自性を確立したうえで、その類縁性や連続可能性をさぐり直すべきだと考える。

（後藤氏は*印の所に、「VII章の岡邦雄『家庭科教育の本質によせて』はこの点について新しい視点でほり下げた論文であり、大きな問題提起である」という注をつけている。ところでこの岡論文は本稿の注で指摘したごとく、後藤氏の論旨とは全く不整合である。）

私自身が家庭科教育研究に不案内であるために多くの研究者の研究成果をかりたわけであるが、技術・家庭科の家庭科教育の部分については、私たちは、家庭科教育の独自の課題と領域を追求するとともに²⁴、その内容を男女に共通に課するという方向を理論的にも実践的にも追求しなければならない、という結論に到達することができた。誤解をなくすためにさらにいえば、家庭科教育の男女共学は上にのべたような課題として提起されているのであるから、技術教育と同列に、全く男女同学にすべきだというかたちで問題を提起することは、理論的な根拠が極めて不十分であるという点からみて、実践的な課題としてもおおいに疑問があるというべきであろう。

III

いうまでもないことであるが、私は中学校で家庭科教育を男女共学とすることに反対するためにこの文章を書いているのではない。学習指導要領によって、技術・家庭科においてはますます男女差別が強化されようとしているので、この差別に反対すること、とりわけ女子が技術教育の面で男子から差別されていることに反対して共学を一步一步前進させることが重要であることをより強く主張しているのである。家庭科教育の面についていえば、家庭科教育をうけないことによって男子が女子から差別されるとはいにくいように思うが、教科としての家庭科が女子の地位を低め女子を差別する道具にされることに反対し、小学校同様に家庭科教育を男女に共通に課する部分を拡大することも——そのためにはそこで何を教えるのかという家庭科教育としての理論上実践上の課題があるのだが——私たちの重要な課題であると考えている。技術教育と家庭科とを全く同列に論ずることに反対しているのは、技術教育の面での女子に対する差別という今日の段階で決定的に重要なことをあいまいにするおそれがあるからである。実践の問題に即していえば、私が技術教育における男女差別を問題にし技術教育において男女共学を拡大することをより多く主張してきたのは、うえにのべたことのほか私が技術教育の研究者であり技術教育の実践をしている教師達とのふれあいが多かったからである。だからといって私は家庭科の男女共学に反対した事実はなく、共学を可能とする家庭教育の研

究を大いに観迎しているし、多くの困難をのりこえて実践している教師を尊敬こそすれ軽視したことはない。

技術・家庭科における男女共学の実践の形態は、理論的にも実践的にも多様である。すでに今日までに学年全部を共学にするばあい、週3時間のうち1～2時間を共学にするばあい、特定の(単元領域)の一部又は全部を共学にするばあい等々の例が組合の教研集会や各地の民間教研究団体の集会で報告されている。私は、今日の段階では、どの形態が最もものぞましいかなどという必要はないと考える。放置すれば、学習指導要領の要求している通りに全くの別学になってしまうのであるから、たとえ僅かの時間でも共学を実践することができたならば、そこを足がかりとしてさらに前進する努力を重ねればよいのであって、それはどうしてそういう共学の実践ががちとられたのか、そこで何を教えているかを学びあえばよいのである。このように考えると、全国教研熊本集会で一部にみられた「何を教えたらいのかははっきりしなければ技術・家庭科の男女共学はできない」という発言は正しくないし、京都の代表が「技術・家庭科の男女共学は、研究ではなくて運動でありたかいなのだ」といっていたのはことがらの真実の重要な面をついているといつてよい。

あえてつけ加えれば、事情によっては、同一の教室で学ぶ文字通りの男女共学を実践する過渡的段階として、別教室になっている女生徒にたいして男子と同等の技術教育の授業が行なわれるばあいも容認されてよいと思われる。男女差別に反対するという観点からみれば、軽視でもない重要な実践だからである。このような実践が教育内容の面からみて、岡氏のいう「旧態依然たる男女差別」の域を脱していることは明らかである。もちろんこのような形での男女共通学習(前節の用で城丸氏のいう男女共学とは異なっているのでこう呼ぶ)が最もものぞましいということではできないが、これを実現すること自体も容易ではないのであるから現場教師の創意ある実践として認められてよいと思うのである。(公立の中学校は原則として男女共学になっているから本質的な問題ではないが私立の女子中学校などでは、女子にも技術教育を行なうという観点をはっきり確立しておかないと、女生徒への技術教育は全く脱落してしまう——現に多くの女子中学校ではそうなっている——という問題もある。)

さいごに、第一節で引用した文章が提起していた問題のうち、残された点にふれておく。それは、技術・家庭科を担任する教師が学級担任になると、教師からみても

生徒からみても「不運であり」困難な問題が生ずるということである。教員のしごとが専門的な職業であることの実定法上の基礎が教育職員免許法にあることを考えると、原則として「技術・家庭科」の教師はありえないのであって、免許状所持の関係からいえば現実には技術科の教師と家庭科がいるのである。したがってこの教科の教師が学級担任となるときに生ずる学級経営上の困難点を克服するためにも、技術科教師にとっては技術教育の共学、家庭科教師にとっては家庭科教育の共学が要請されるわけである。このような要請はたんなる便宜上の問題としてではなく、男女生徒の差別に反対するという本質的な要請と結びついているものとして理解されるべきであろう。

- (13) 原正敏「技術教育」教育科学研究会編『教育科学入門』1967年、82ページ。
- (14) 産学教育研究連盟編『技術・家庭科教育の創造』1968年、240ページ。
- (15) 岡邦雄氏は「中学校期の教育は全面的に、すなわち原則的、かつ現実的に、男女共学であるべきだ」といっている(岡邦雄編、前掲書、212～213ページ下線は引用者)。このいい方のうち下線部分の意味とくに「全面的」ということと「原則的」との関係は全くあいまいである。
- (16) 岡邦雄氏は、後藤豊治編『新しい家庭科の実践』(1967年、国土社)に「家庭科教育の本質によせて」(237～260ページ)という一文を書いているが、おどろいたことに、ここでも家庭科教育の内容についてはただのひとこともふれられていない。強いていえば植村千枝氏のカリキュラム表が引用されている(250ページ)だけである。この表のなかの1年の共学の項には、「食物(栄養所要量、調理法、実習2回)」というのがふくまれているが、引用した同氏はこれをどう考えておられるかは明らかでない。
- (17) 私もしばしば——というより技術・家庭科教育のうちの技術教育について発言したりものを書いたりする殆どすべてのばあいに——「技術科」ということばを使っている。しかし私はいつも技術教育としての「技術科」教育をいっており、家庭科教育の内容は技術教育ではないから「技術科教育」のなかには入らないことを明確にしてきた。岡氏のいう「技術科」はこの点があいまいなので、同氏のいう「技術科」と私のそれが同じ性格のものなのかどうかは明らかでない。この点については、たとえば、拙稿「技術科教育の性格と目標」『教育』1966年5月号、拙稿「技術教育研究の視点・方法をめぐって」『教育』1999年1月臨時増刊号、など参照。
- (18) 最近目についたものでは、たとえば、後藤豊治「男女共学制のひずみ」(全国進路指導研究会編『後期中

等教育再編成と進路指導等』1966年所収)、橋本宏子「男女差別と教育の軍国主義化」(同上編『選別教育と青少年の進路』1966年所収)などがある。前者は家庭科教育の問題点をふくめ高校段階において男女共学の原則がゆがめられつつある事実を論じたものである。後者は、現実社会において婦人労働者が差別されている実態を明らかにし、これが学校教育にも及んでいるという論点を明らかにしたもので、男女差別教育に反対するたたかひの意義とその重要性を解明している点で注目すべき論稿である。

- 19) 宗像誠也編『教育基本法』1966年、182ページ。
- 20) 城丸章夫「男女共学論の再検討」『教育』1966年4月号、30ページ。
- 21) 『家庭科研究』第2号(1967年8月)に植村千枝氏が、産教連の研究(あるいは主張)と討議の紹介として、家庭科の男女共学にふれている(10~11ページ)
- 22) 『家庭科研究』第3号(1968年11月)には、定時制高校1年で「一般家庭」を男女共学として実践した報告(18~19ページ)とそれをめぐる討議(21~23ページ)が紹介されているが、本稿での問題にふれるかたちの議論はみられない。
- 23) 後藤豊治「家庭科をとおして何を学ばせるか」、同編『新しい家庭科の実践』1967年、21ページ。
- 24) 民主的な家庭科教育の研究をすすめている人たちには、技術・家庭科において、技術教育と家庭科教育のそれぞれの役割と内容を混同することに反対する意見も有力である。日本教職員組合編『国民のための教育実践・家庭科教育』1966年、44ページ。
- 25) 私は、どのようなかたちにせよ、技術・家庭科の男女共学を実践している人々を尊敬している。それは、教委・校長をはじめとする権力者側の抑圧をのりこえ、同僚や父兄の理解を勝ち得なければできないことだからである。またその共学の実践を報告して下さることにはとりわけ賛意と尊敬の念を示さずにはいられない。今日では、技術・家庭科の男女共学はごく特殊な例をのぞけば明白な学習指導要領違反として摘発さ

れかねないからである。このような事情を考えると、この文章でも、どこの誰が共学の実践をしている事実を数多く引例することに、活字として報告されている以上は、引用されることも覚悟されているとは思いますが——それは弾圧の口実——になりかねないので何がしかのちゅうちょを感じざるを得ないのである。

- 26) 岡邦雄氏がこのような実践を真向から否定したことから同氏と原氏との間の論争が生れたのである。岡氏は、若手のサークル・技術教育を語る会『技術科教育の計画と展開』(1965年)に「女子技術科教育」いうものが書かれている(205~210ページ)ことをもって、「家庭科はまったく別扱いになっており、旧態依然たる男女差別が平然と行なわれている」と非難されたのである(同編『技術・家庭科授業入門』217ページ)。ところで家庭科教育が別扱いにならざるを得ないことは、本稿第二節でのべたとおりである。今日の段階では家庭科教育が別扱いならざるを得ないのは、岡氏自身が「男女共学方式による技術家庭科の総合的自主編成」の例として引用している植村千枝氏の実践でも、2学年の2時間、3学年の1時間は別学になっていてそこで女子が家庭科を学ぶことになっていることにも明らかである(後藤豊治編「前掲書」、250ページ)。
- 27) この点については、たとえば兼子仁『教育法』1963年、116ページ以下参照。
- 28) 本文の越旨とはやや異った問題であるが、技術科教師が家庭科教育について理解をもちそれを担当できるくらいの力量をもつこと、また家庭科教師が技術教育について理解をもちそれを担当できるくらいの力量をもつことは望ましい。現に数多くの人がそういう実践をしていることは差別に反対し共学を実現するうえに寄与していることは疑いない。しかし、家庭科の免許状をもつ教師が技術教育をも担当すべきなのか、逆に技術科の免許状をもつ教師が家庭科教育をも担当すべきなのか、という理論上の問題は私にとっては未解決である。